

# 審判講習会 資料

## 1 剣道における試合規則の発生

江戸時代、直心影流の長沼四郎左衛門国郷が正徳年間(1711～1715)に剣道具(防具)を開発し、竹刀で打突し合う「打込み稽古法」が確立された。宝暦年間(1751～1764)に入り一刀流の中西忠蔵によって防具が改良されると、またたく間に多くの流派に波及した。このことにより「組太刀稽古」から「打込み稽古」が主となり、競技性が芽生え試合が発生するようになった。

当初の試合は演武会形式で、個々人の修行過程や技術を対戦者と比較し、第三者に見てもらうことが目的であった。試合の流れ・剣風などが総合的に評価され、明確な規則は必要なかった。

しかし、明治時代に入ると、演武形式に加え対抗戦形式・優勝大会形式が生まれ、明文化された規則が必要となった。昭和28年には、全剣連「剣道試合・審判規則」が制定された。

## 2 「剣道試合・審判規則」の特性

剣道は、伝統性と競技性のバランスをとりながら展開してきたが、試合が盛んになるにつれて、競技性が強くなり勝利至上主義の風潮が生じるようになった。

そこで、現在の規則(平成7年改正、平成11年・24年改訂)は、

### 第1条(規則の目的)

「剣の理法を全うしつつ、公明正大に試合をし、適正公平に審判することを目的とする。」

と明記し、剣道の理念と意義を盛り込み、伝統性を大切にしていくことを条文化した。試合の定義というのは、他の競技では見られない剣道独自のものである。

### 第12条(有効打突)

「有効打突は、充実した氣勢、適正な姿勢をもって、竹刀の打突部で打突部位を刃筋正しく打突し、残心あるものとする。」

と得点の取り方を細かく規定し伝統性を守っている。

### 第27条(有効打突の取り消し)

「試合者に不適切な行為があった場合は、主審が有効打突の宣告をした後でも、審判員は合議の上、その宣告を取り消すことができる。」

も剣道の規則の特性を表している。

## 3 審判の意義

試合は試合者にとって、今まで修行した剣道を最大限に発揮する場であり、審判員は「剣道の理念」に基づき、試合・審判規則を正しく運用し、試合によるすべての事象を的確に判断し、勝敗を決定する重大な役割を担っている。

「審判がよくなれば、試合がよくなる。試合が良くなれば剣道が良くなる。」

審判員の良否によって、試合者の将来に大きな影響を及ぼすと言っても過言ではない。

## 4 審判員の任務

- ① 有効打突の判定
- ② 試合の活性化
- ③ 試合において善導する

審判員の任務は、「適正な試合運営に努め、試合の活性化をはかる。」ことである。さらに「使命は何か」「任務は何か」「資格は何か」を自覚することである。審判員の判定には絶対的な権限が与えられている。従って独善や主観ではなく、妥当性と客観性に基づいた自己の決断によって判定しなければならない。そのためには、自らが稽古を積み重ね自己の技術を高めるとともに、審判技術の向上に努めなければならない。

#### 細則 18 条（審判長の任務）

1. 規則および細則の厳正な運用に留意する。
2. 試合の進行について留意する。
3. 異議申し立てについて裁決する。
4. その他、規則および細則にない諸問題、あるいは突発事故について判断する。

#### 細則 20 条（審判主任の任務）

1. 当該試合場の責任者とする。
2. 規則および細則が適切に実施されているか留意する。
3. 規則および細則の違反、あるいは異議申し立てがあった場合は、適切敏速に処置し、必要に応じて審判長に報告する。
4. 当該試合場の審判員を掌握する。

#### 細則 21 条（審判員の任務）

1. 当該試合を運営する。
2. 宣告および表示を明確に行う。
3. 審判員相互の意思統一をはかる。
4. 審判員相互の旗の表示を確認する。
5. 試合終了後、必要に応じて主任または審判長の所見を徴し、他の審判員とともに当該審判の反省を行う。

## 5 審判員の心得

### (1) 公平無私であること。

私情を入れず、規則に則り、経験則に基づいて客観性・妥当性のある判定により、試合者・観衆が納得する審判をする。

### (2) 「試合・審判規則」・「運営要領」を熟知し、正しく運用できること。

審判員は、審判規則を遵守し、強制する権利と義務を持っている。従って審判員は、規則を熟知し正しく運用出来なければならない。

### (3) 剣理に熟達していること。

理合とは、自分と相手との間にとり行われる動きが合理的であり、筋道に適っていることである。

### (4) 審判技術に熟達していること。

審判員は、瞬時に判定の判断が要求されることから、常に平素の精進と審判技術の向上に努めなければならない。

### (5) 健康体で、かつ活動的であること。

審判は、視覚・聴覚を中心とした五感と大脳の働きによって行うものが多い。常に心身ともに健康で活動的であることが望ましい。

## 審判講習会における「重点事項」

審判員は、剣道試合・審判規則の理解のもと、下記の事項に留意して、適正な試合運営に努め、試合の活性化を図る

### 1 試合内容を正しく判定する

大会の持つ目的（錬成会か・競技会か）や、その内容（錬度・年齢・性別等）を正しく判断して、それぞれの有効打突の基準を設定し、試合の活性化を図る。

### 2 有効打突を正しく見極める能力を養う

#### (1) 有効打突の要件・要素の理解（「運営要領の手引き」P7）

規則第12条の要件は、欠くことができない必要条件であることを理解する。

- ①充実した氣勢 ②適正な姿勢をもって ③竹刀の打突部で
- ④打突部位を ⑤刃筋正しく打突し ⑥残心あるもの

要件を助ける要素

ア 間合 イ 機会 ウ 体捌 エ 手のうちの作用 オ 強さと冴え

#### (2) 技の違いと錬度に応じた打突の見極め

有効打突の要件が満たされていれば、打突が軽くても「玄妙な技」（応じ技）などは、技の質により一本に取れる場合がある。ただ軽いから一本にならないとせず、打突の機会や体捌き、手の内の作用等を勘案して、技の違いによる有効打突を見極めることが大切である。また、レベル、年齢、性別による有効打突の見極めは、それぞれの基準を設定し、試合の活性化を図る。

#### (3) 禁止行為の厳正な判断と処置をする

反則行為を厳しく見極めることが審判員の主たる任務ではないが、試合を公正・公平・適正に運営するために、規則に基づき、厳正、的確な判断と勇気ある決断により処置をすることが大切である。

##### ①行為の原因と結果の正しい見極め。

結果には、原因が伴っていることの認識。例えば「場外に不用意に出る」と「不当に場外にだす」ことの違い等。

##### ②禁止行為に対する的確な処置。

\*規則に基づいた厳正、的確な判断と勇気ある決断をする。

特に灰色部分（不当）を逃さない。

第17条 3「不当に場外に出す」 6「不当な中止要請」

細則16条 7「不当な鏝迫り合い」 6「故意に時間の空費をする」

特に、体格差のある小学生の試合は、教育的な処置が必要。

\*規則は、普遍性や社会通念などを基盤に構成されているが、その規則に余り縛られないで、常識的な考えをもって本規則の「目的」を損なうことなく、運用することが大切である。

③ 鏝競り合いにおける主審の専決事項と副審の権限

【運営要領の手引き P11】

- 判定に関する権限は審判員三人が同等であるが、**膠着や不当な鏝競り合い**に関する処置は、試合の運営に関わる主審の専決事項である。したがって、**副審は「止め」を宣告することができない。**

【運営要領の手引き P27】 〈事例8〉の周知 (H27.3 全剣連試合・審判委員会)

- \* **鏝競り合いが解消した後は、単なる「競り合い」であり、副審にも同等の権限が生じ、不当な行為を認めた場合には「止め」を宣告できる。**

〈事例8〉鏝競り合いが解消したと判断するのはどのような時か。

〈解説〉①鏝競り合いから打突の行動に移った時、または何らかの行動を起こした時が鏝競り合い解消の端緒となる。

正しい鏝競り合い 体の中心で鏝と鏝が接して、右傾前方に剣先が向いている状態 二刀の場合 小刀を下に、大刀を上として二刀を交差する
---

- 見極めの手順 ①正しく鏝競り合いをしているか。  
②鏝競り合いから技を出そうとしているか。  
③技が出せない場合、互いに鏝競り合いを解消しようとしているか。

※鏝競り合いの解消は、互いに間合を切ることが前提。安易に「分れ」を掛けない。  
高体連 10秒を目安に判断し、鏝競り合いの解消は触刃の間合まで切らせる。  
全剣連 五分と五分であれば、交刃の間合も許容の範囲。

「不当な鏝競り合い（鏝競り合いの反則）」とみなされる例

- ・手元が上がった鏝競り合い（拳競り合い）
- ・刃部に拳が掛かっている鏝競り合い
- ・肘を曲げて相手に密着する鏝競り合い
- ・意図的に裏交差を長く続ける、何度も繰り返す。
- ・拳を体の中心からはずした鏝競り合い
- ・相手の肩に竹刀を掛けた鏝競り合い

「鏝競り合いに関わる不当な行為」とみなされる例

- ・鏝競り合いの解消を妨げる行為
- ・鏝競り合いから相手を竹刀で突き離す行為
- ・鏝競り合いから相手の竹刀を跳ね上げる行為
- ・鏝競り合いから相手の竹刀を押さえこむ行為
- ・鏝競り合いから相手を拳でなぐる等

# 審判実技

## 1 審判員の所作等

- (1) 審判旗の取り扱い
  - ① 神聖なものとして丁寧に扱う。
  - ② 指示棒として使わない。
  - ③ 審判旗の解き方は両手で解き、巻き方は白旗を内側にわずかに巻き、赤旗を覆うように巻く。
  - ④ 審判旗の保持の仕方は柄尻を手の中にあてて、人差し指を柄に沿って伸ばして支える。
- (2) 審判員の待機態度および入退場
  - ① 審判員席における態度は腕組・脚組・頬づえ（主任席）・私語厳禁。品位ある態度を堅持する。
  - ② 試合場への入退場は、三人が協調し整然と行う。（足も揃える。）
  - ③ 入れ替えは、前組と次組の移動開始を合わせる。
- (3) 審判員の移動と交代および位置取り
  - ① 副審は、開始線の内側を通り、定位置に移動する。
  - ② 審判員は、原則として境界線から約1メートル内側に立つようにする。
  - ③ 審判員は、原則として主審を頂点に二等辺三角形を維持しながら移動、位置取りをする。特に主審は位置取りを先行する。
  - ④ 主審は、試合者の中間を確保することに配慮する。
  - ⑤ 三人の審判は、各々試合者と他の審判員を常に視野に入れておくようにする。
  - ⑥ 試合者の動きに合わせて、バランスを保ちながら臨機応変に一番見やすい位置を確保する。
  - ⑦ 試合者に対して常に正対を保ちながらすり足で移動する。なお、一步目の移動は送り足。
  - ⑧ 上段の試合者に対しては、突き技が的確に判定できるように、副審は試合者の内側に位置取りをする。
- (4) 審判員の基本姿勢
  - ① 基本姿勢は、踵を軽くつけ、審判旗は体側につける。旗先を真下に下げる。
  - ② 試合者を眼だけで目だけで追わない。試合者の背中越しから覗き見しない。
  - ③ 試合者の行動は最後まで見届ける。特に有効打突後の不適切な行為を見逃さない。掲示の確認をする。

## 2 審判旗の表示と宣告

- (1) 開始・再開・終了  
（自然体） 主審 「始め」 「止め」
- (2) 中止  
両旗を真上に上げる。 主審（副審） 「止め」
- (3) 有効打突・判定・勝敗の決定  
旗を斜め上方に上げる。 主審 「〇〇有り」 「二本目」 「勝負あり」

- (4) 有効打突を認めない時・取り消す時・相殺の時  
両旗を前下で左右に振る。(2・3回 赤旗が前)
  - (5) 有効打突を棄権した時  
両旗を交差させ停止する。(赤旗が前)
  - (6) 引き分けの時  
両旗を真上で交差させる。外から回さないで最短距離で行う。(赤旗が前)  
主審「引き分け」
  - (7) 分かれの時  
両旗を前方に肩の高さを保って平行に出す。主審「分かれ」「始め」
  - (8) 合議の時  
両旗を右手に持ち、真上に上げる。主審(副審)「合議」
  - (9) 反則の時  
旗を斜め下方に上げる。主審「反則〇回」「始め」
  - (10) 同時反則  
両旗を斜め下方に上げる。  
\* 宣告は、原則赤から宣告するが、白に1本与えられる場合、白・赤の順で宣告を行う。  
(赤が2回目、白が1回目の場合) 【運営要領P8】
- ※ 宣告と同時に旗を下ろす。
- ※ 有効打突や反則に関しての合議後の旗の表示は主審のみ。【運営要領の手引きP34】

### 3 その他の留意事項

- (1) 明解な反則の時は、その場で旗の表示をする。不明瞭な場合は、合議によって決定する。
- (2) 合議は簡潔に行う。選手は、境界線の内側で正座か蹲踞で待機させる。
- (3) サポーターの使用は、医療上必要と認める方向で処理する。
- (4) 境界線際での激しい攻防は、窮地挽回や優位に立とうとする場合があるので、安易に中止をしたり反則を待つことのないように注意する。
- (5) 転倒時や竹刀落としの時は、中止宣告か継続かの判断を的確にする。  
年少者・高齢者の転倒は、中止が望ましい。
- (6) 鏢競り合いにおける不当な行為は見逃さない。

### 4 見落とし易い有効打突

- (1) 試合開始宣告直後の打突 \*十分な蹲踞をさせる。一呼吸置いて「始め」
- (2) 試合時間終了の合図と同時の打突
- (3) 場外に出ると同時の打突
- (4) 倒れた者に直ちに加えた打突(試合を中止するか、一打を認めるかの適切な判断が大切)
- (5) 審判員自身が使わない予想外の技
- (6) 相打ちに近い先後の技で、先の技不十分の後の技

## 新剣連 審判および大会運営における申し合わせ事項

審判相互の意思統一および適正・厳正な判断ができるように下記の事項に留意する。

【剣道用語について】 \*全剣連「剣道指導要領」に基づく剣道用語の徹底を図る。

- ① 試合場（×コート）      ② 名札（×垂ネーム・ゼッケン）
- ③ 剣道具（×防具）      ④ 剣道着（×稽古着）

【審判の服装について】

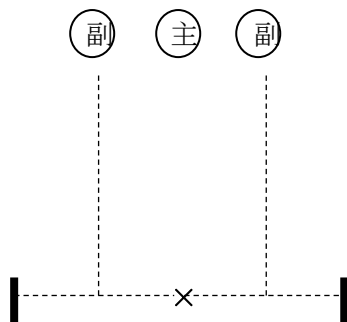
- ① ボタンダウンのワイシャツは、着用しない。
- ② ネクタイピンを使用する場合は、中側で留める。

【会場設営・備品について】

- ① 審判主任席を設ける。独立して設置できない場合は、必ず掲示物で席を指定する。
- ② 次回審判席を設ける。独立して設置できない場合は、審判席の3席を指定する。
- ③ 選手控え席を確保し、選手・監督と応援者を区別できるようにする。
- ④ 監督旗を用意する。
- ⑤ 審判主任用のホイッスルを用意する。

【大会運営および審判員の所作等について】

- ① 第一試合の「正面に礼」に関して
  - \* 審判長も審判団の一員であるので、正面に向きを変え、合わせて礼をする。
  - \* 試合場が多い場合は、進行の放送により「正面に礼」を行ってもよい。また、団体戦の場合引き続いて「相互に礼」を放送の号令で行ってもよい。
- ② 審判旗の保持について
  - \* 審判旗を重ねて持つ時も柄尻を掌に入れ保持する。
  - \* 巻き方は、横巻きとする。
- ③ 移動は、右足から行い3人の歩調を常に合わせる。
- ④ 整列時、主審と両副審の間隔が同じになるよう、中心と開始線の中間の延長線上に副審は並ぶ。



【面紐の結ぶ位置】

物見（面金6本目と7本目の間）の位置よりも上の者は、指導する。

## 試合・審判法 演習問題

次の各文は、有効打突の判定および禁止行為についての取り扱いを示したものである。正しいものには○、誤っているものには×を記入しなさい。

- ① 赤の面打ちに対して、白がこれを右小手で避けた。白の右小手を捉えたので「小手あり」として有効打突とした。
- ② 赤が先に面を打って有効打突と判定したが、直後に白が突きを突き、このために赤の体勢が崩れて倒れたので赤の有効打突を取り消した。
- ③ 被打突者の剣先が打突者の上体前面に付いて、その氣勢や姿勢が充実していると判断した場合は、有効打突とならない。
- ④ 倒れた者に、一呼吸置いた後の打突も有効打突になる。
- ⑤ 竹刀を落とした者に、直ちに加えた打突は有効打突になる。
- ⑥ 一方が、場外に出ると同時に加えた打突は一本とならない。
- ⑦ 有効打突が両者同時にあった場合（相打ち）は、一本としない。
- ⑧ 片足が場内、もう一方の足が境界線上にあっても場外反則となる。
- ⑨ 倒れた時に、身体の一部が境界線外に出た場合は、場外反則となる。
- ⑩ 胴体部が場内であれば、境界線外において身体の一部または竹刀で身体を支えても場外反則とならない。
- ⑪ 倒れたとき、相手の攻撃に対応することなく、うつ伏せなどになった場合、反則となる。
- ⑫ 主審と副審一人が有効打突を表示した。もう一人の副審は旗の表示はしなかったが、有効打突が決定したので、主審はそのまま流し宣告をした。
- ⑬ 三人の審判員は表と裏の位置関係にあるが、一番よく見える位置の審判員の判定に追随すべきである。
- ⑭ 主審による鏝競り合いの処置に対して、副審が不信感や疑問を持った場合、副審は「止め」を宣告することができる。
- ⑮ 明らかな反則行為があったにもかかわらず、主審が気付かなかつたり見えなかつたりした場合、副審は「止め」を宣告することができる。
- ⑯ 有効打突や反則に関して合議を行った場合、その結果を主審だけが旗の表示を行う。
- ⑰ 竹刀が回っていることについて、主審が気付かずいたので副審が「止め」を宣告して、主審に知らせた。
- ⑱ 境界線でもつれて、どちらか一方が場外に出るまで待ち反則を取った。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱